

2005年の主な法律改正・施行

制度調査部
金本 悠希

【要約】

2005年に改正・施行された主な法律をまとめた。

2005年6月29日に、「会社法」が成立した。会社法制に関するさまざまな制度についての見直しを行うとともに、平仮名口語体化したものである。

西武鉄道事件やライブドアによるニッポン放送株取得を受け、証券取引法が改正された。

1. 2005年に行われた主な法律改正・施行の一覧

4月27日	(1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」公布
5月2日	(2) 「保険業法等の一部を改正する法律」公布
7月9日	(3) 「証券取引法の一部を改正する法律」一部施行
7月26日	(4) 「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布
8月1日	(5) 「有限責任事業組合契約に関する法律」施行
8月10日	(6) 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」公布
10月21日	(7) 郵政民営化関連6法案公布
11月1日	(8) 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」施行
11月2日	(9) 「銀行法等の一部を改正する法律」公布

(注1) 2005年(平成17年)内に公布、施行された法律については施行日ベースで記載した。

(注2) 国会の会期は次のとおりである。

2005年(平成17年)の通常国会

第162回 2005年1月21日～8月8日

2005年(平成17年)の特別国会

第163回 2005年9月21日～11月1日

2 . 法改正の概要

(1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」の公布

2005 年 4 月 20 日に成立、4 月 27 日に公布された。2006 年 1 月 4 日より施行される予定。談合やカルテルなど独占禁止法違反行為に対する措置を強化するために、不当な取引制限等に対して課せられる課徴金の算定率を大幅に引き上げ、あわせて課徴金減免制度を創設するものである。

主な改正点は以下のとおり。

課徴金の算定率を、製造業等については従来の 6 % から 10 % に引き上げ、小売業と卸売業についても、それぞれ 3 %、2 % に引き上げ 課徴金適用対象を明確化し、他の事業者の事業活動を支配する私的独占等にも拡大 自らの不当な取引制限行為について公正取引委員会に対して報告等を行った事業者に対して、課徴金を減免する制度を創設 公正取引委員会に犯則調査権限を付与
--

(2) 「保険業法等の一部を改正する法律」の公布

2005 年 4 月 22 日に成立し、5 月 2 日に公布された。公布から 1 年以内の政令で定める日から施行される（一部は 2006 年 4 月 1 日に施行予定）。

主な改正点は、根拠法のない共済への対応に係る改正、保険契約者保護制度等の見直しにかかる改正である。概要は以下のとおり。

根拠法のない共済への対応に係る改正

特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業について、原則として保険業法の規制の対象として登録制とするとともに、取扱商品の上限を 1000 万円、保険契約期間を 2 年以内に限る。
--

保険契約者保護制度等の見直しにかかる改正

自動車保険等の損害保険契約について破綻保険会社から他の保険会社への乗換えを促す手続きを導入 平成 18 年度から 20 年度までの生命保険会社の破綻に係る資金援助等について政府の補助を可能とする特例措置を講ずる
--

(3) 「証券取引法の一部を改正する法律」の公布、一部施行

2005 年 6 月 22 日に成立し、6 月 29 日に公布された。2005 年 7 月 9 日から一部施行されている。

改正法には、西武鉄道事件を受けた「親会社開示」や、ライブドアによるニッポン放送株式取得を巡る「TOB 制度見直し」なども盛り込まれている。主な改正点は以下のとおり。

事項	概要	条文	施行期日（予定）
T O B 制度の見直し	取引所での売買であっても、一定の売買方法（注）で、買い付け後の株券等保有割合が 1/3 超となる場合は、T O B 規制の対象となる。	改正証取法 27 の 2	2005 年 7 月 9 日
親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）	上場会社の親会社等（有価証券報告書提出会社を除く）に対して、「親会社等状況報告書」による開示を義務付ける。	改正証取法 24 の 7	2006 年 4 月以降開始する親会社等の事業年度より施行
	同報告書の虚偽記載に対しては刑事罰や損害賠償責任を課す。	改正証取法 21 の 2	
英文による継続開示	外国会社等については、一定の要件を満たせば、外国で開示が行われている英文の開示書類を提出することが認められる。	改正証取法 24 ~ など	2005 年 12 月以降段的に施行
継続開示義務違反に対する課徴金制度	有価証券報告書等の虚偽記載に対しても課徴金の対象とする。	改正証取法 172 の 2	2005 年 12 月 1 日以後提出分から適用（当初 1 年間は経過措置あり）

（注）法律上は明記されていないが、金融庁告示により ToSTNeT-1 などの立会外取引が対象となる。

「証券取引法の一部を改正する法律」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・ 吉川 満 『改正証取法成立と T O B 規制に残る問題』（2005 年 6 月 23 日）
- ・ 横山 淳 『親会社開示、T O B 見直しの証取法改正法案（概要編）』（2005 年 3 月 23 日）
- ・ 横山 淳 『T O B 対象の拡大』（2005 年 3 月 29 日）
- ・ 横山 淳 『親会社等の開示義務』（2005 年 3 月 30 日）
- ・ 横山 淳 『外国会社の英文開示の解禁』（2005 年 4 月 4 日）
- ・ 横山 淳 『有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金』（2005 年 5 月 19 日）
- ・ 横山 淳 『親会社開示、T O B 見直しの証取法改正法成立』（2005 年 6 月 22 日）
- ・ 横山 淳 『T o S T N e T も T O B 規制の対象に』（2005 年 7 月 12 日）
- ・ 横山 淳 『2005 年証取法改正 Q & A』（2005 年 8 月 8 日）

（４）「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布

2005 年 6 月 29 日に成立し、7 月 26 日に公布された。会社法の施行は公布の日から 1 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からの予定（2006 年 5 月頃の目途）。（注）

「会社法」は会社法制の現代化を図るため、会社法制に関するさまざまな制度についての見直しを行うとともに、平仮名口語体化等を行う。実質的な見直しは多岐にわたり、主なものだけでも以下のものがある。

株式会社制度と有限会社制度との統合、最低資本金制度の見直し、組織再編行為にかかる規制の見直し、株式・新株予約権、社債制度の改善、株主に対する利益の還元方法の見直し、取締役の責任に関する規定の見直し、株主代表訴訟制度の合理化、大会社における内部統制システムの構築の基本方針の決定の義務化、会計参与制度の創設、会計監査人の任意設置の範囲の拡大、合同会社制度の創設等

会社法の概要は以下のとおり。

1. 総則

2. 株式会社

- ・ 現行の株式会社・有限会社の両会社類型を統合した新たな類型としての株式会社について規定している。
- ・ 規律の適用につき定款自治による柔軟性を大幅に許容する。

設立

最低資本金制度の見直し、発起設立における払込金保管証明制度の廃止、会社設立時の現物出資等に係る少額特例の要件の緩和、検査役の調査を要しない有価証券の範囲の拡大、現物出資等に係る関係者の責任の規定の見直し、事後設立にかかる検査役の調査制度の廃止など

株式

株式の譲渡制限制度の柔軟化、株式の「消却」概念の整理、全部取得条項付種類株式の制度の創設、譲渡制限株式会社における新株発行手続の整備、会社に対する一定の金銭債権の現物出資に係る検査役調査の省略の許容、株券の発行に係る規定の整備、端株制度の廃止など

新株予約権

発行手続の整備、当該株式会社による新株予約権の取得及び消却に係る規定の整備、新株予約権の株主割当てに係る規定の整備等

機関

規律の大幅な柔軟化を図り、会社が自由に機関設計を行えるようにする。

株主総会の招集地に係る規制の廃止、総会検査役に係る規定の整備、取締役の資格に係る規制の見直し、取締役の任期及び解任要件の見直し、内部統制システムの構築に関する決定等に係る規定の新設、取締役会の書面決議の許容、共同代表制度の廃止、取締役の責任に係る規定の整備、業務監査権限を有する監査機関が設置されない会社における株主の監督是正権の強化、会計参与制度の創設、会計監査人の設置可能会社の範囲の拡大、会計監査人の責任等に係る規定の整備、重要財産委員会に係る規定の整理等

計算等

株主に対する会社財産の払戻し行為（現行の利益の配当、中間配当、資本または準備金

の減少に伴う払戻し、自己株式の有償取得等)に対する統一的な財源規制、分配限度額の算定方法等の合理化、剰余金の分配に係る回数制限の廃止、現物配当に係る規定の整備、委員会設置会社以外の会社であって一定の要件を満たすものにおける取締役会限りでの剰余金の分配の決定の許容、資本金・準備金等の計数の変動に係る規定の整備、欠損てん補に係る資本金の減少の決議要件の普通決議化、準備金の減少額の上限規制の廃止等

定款の変更

事業の譲渡等

解散

解散の事由、休眠会社のみなし解散、会社の継続等に係る規定

清算

清算中の会社の機関につき、清算人会の任意機関化等、清算中の株式会社における機関の在り方の合理化・明確化、清算中の会社がすべき公告の必要回数の見直し、清算中の会社における債務の弁済に係る規定の整備等

3. 持分会社

- ・持分会社とは、合名会社、合資会社、及び新たに創設される会社類型である合同会社の総称である。
- ・合同会社につき、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用される。債権者による計算書類の閲覧、資本金の減少、利益の配当、出資の払戻し、社員の退社に伴う持分の払戻し等、計算の特則規定が設けられている。

4. 社債

社債管理会社に係る責任、辞任、権限等につき規定の整備、社債権者集会につき法定決議事項以外の事項を決議しようとする場合における裁判所による事前の許可の制度の廃止、特別決議の成立要件の緩和、無記名式社債券の供託の制度に代わる制度の創設、社債の譲渡の効力要件や対抗要件等に係る規定の整備等

5. 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

合併等対価の柔軟化(吸収合併等の場合において、消滅会社の株主等に対して存続会社等の株式ではなく金銭その他の財産を交付することを許容)、簡易組織再編行為に係る要件の緩和、略式組織再編行為の創設等

6. 外国会社

外国会社(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するもの)、擬似外国会社に関する規定の整備

7. 雑則

会社の解散命令等、訴訟、非訟、登記、公告に関する規定

8. 罰則

「会社法」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・ 吉川 満 『「会社法」要綱案決定!』(2005年12月9日)
- ・ 吉川 満 『「合同会社」とは何か?』(2005年12月10日)
- ・ 吉川 満 『会社法における「会社の機関」の組み合わせ』(2005年1月12日)

- ・ 吉川 満 『「会社法の現代化に関する要綱」答申へ』 (2005年2月10日)
- ・ 吉川 満 『新「会社法」典、本日成立!』 (2005年6月29日)
- ・ 吉川 満 『新会社法とM & A』 (2005年7月6日)
- ・ 吉川 満 『2007年問題対応と会社法対応』 (2005年7月26日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法の概要決まる』 (2004年12月9日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法制定の基本的Q & A』 (2005年5月27日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法案の概略 ~ 審議、修正等の経過』 (2005年5月27日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法案の概略 ~ 方針、会社類型、用語』 (2005年5月30日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法案の概略 ~ 株式会社の機関』 (2005年5月30日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法案の概略 ~ 株式、新株予約権、社債』 (2005年5月30日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法案の概略 ~ 計算、組織再編、設立』 (2005年5月30日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法の施行日はいつか』 (2005年7月20日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法の議決権制限株式の発行数の制限』 (2005年7月27日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法の特別取締役とは?』 (2005年7月27日)
- ・ 堀内 勇世 『株主提案権に関する改正』 (2005年7月29日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法上の親子会社の定義Q & A』 (2005年8月29日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法と自己株式の処分Q & A』 (2005年8月29日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法と相互保有株式の議決権』 (2005年8月30日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法における子会社の親会社株式取得の禁止』 (2005年8月31日)
- ・ 堀内 勇世 『株式会社の機関に関する会社法での改正点Q & A』 (2005年9月22日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法と社外監査役』 (2005年9月27日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法制定と銀行法等の整備』 (2005年10月12日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法関連の法務省令案の公表』 (2005年11月29日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法施行令などの公布』 (2005年12月15日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法における株主総会決議の基本』 (2005年12月22日)
- ・ 堀内 勇世 『会社法における総会招集請求権』 (2005年12月27日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」で配当はどう変わるQ & A』 (2005年1月17日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」で会社の計算はどう変わる?』 (2005年2月17日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」で株主総会はどう変わる?』 (2005年2月25日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」で株主権はどう変わる?』 (2005年3月4日)
- ・ 横山 淳 『会社法案、M & Aに関わる概要』 (2005年4月25日)
- ・ 横山 淳 『図説 会社法案とM & Aに関するQ & A』 (2005年5月19日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」で取締役の責任はどう変わる?』 (2005年5月30日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」で自己株取得はどう変わる?』 (2005年6月13日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」の気になる用語Q & A (1)』 (2005年6月30日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」の気になる用語Q & A (2)』 (2005年7月29日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」の気になる用語Q & A (3)』 (2005年7月29日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」施行で登記申請は必要か?』 (2005年8月31日)
- ・ 横山 淳 『新生「会社法」の気になる用語Q & A (4)』 (2005年8月31日)

- ・ 横山 淳『新生「会社法」と内部統制システム』(2005年9月16日)
- ・ 横山 淳『会社法で可能となる新型ポイズン・ピル』(2005年9月27日)
- ・ 横山 淳『新生「会社法」の気になる用語Q & A (5)』(2005年9月29日)
- ・ 横山 淳『新生「会社法」の気になる用語Q & A (6)』(2005年9月30日)
- ・ 横山 淳『新生「会社法」の気になる用語Q & A (7)』(2005年10月20日)
- ・ 横山 淳『会社法と端株制度の廃止』(2005年10月20日)
- ・ 横山 淳『新生「会社法」の気になる用語Q & A (8)』(2005年11月18日)
- ・ 横山 淳『内部統制システムの法務省令案』(2005年12月12日)
- ・ 横山 淳『会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に』(2005年12月19日)

(注) 合併等対価の柔軟化に関して、いわゆる三角合併が可能となり、外資による対日投資促進の意欲を高め、株式の敵対的買収を増加させるのではないかという懸念から、この改正部分に関する施行は、それ以外の部分の施行の1年後とされた。

(5) 「有限責任事業組合契約に関する法律」の公布・施行

2005年4月27日に成立、5月6日に公布された。同年8月1日から施行されている。

本法は、民法上の任意組合への有限責任制の導入という、民法上の任意組合の特例制度を創設するものである。これにより、民法上の組合の持つ、柔軟な組織設計と、事業体ではなく構成員に課税されるという特徴と、株式会社の持つ有限責任性という特徴を併せ持った事業体を創設することが可能となる。

これは、海外で活用が進む有限責任のパートナーシップと同様のLLP(リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)を創設するものであり、これにより、創業が促進されることや、創造的な共同事業が推進されることが期待されている。

(注) 同様の制度で、米国のLLCは約100万社、英国のLLPは、制度創設後3年で約1万社が創業している。

有限責任事業組合契約の特徴は以下の3点。

有限責任制	出資者は出資金額までしか債権者に対して責任を負わない
内部自治	利益や権限の配分など組合内部の運営ルールを自由に決められる 株主総会・取締役会・監査役などの設置不要、意思決定迅速に 出資金額小さいが、ノウハウや知的財産権を提供できる出資者に大きな配当や権限を与えられる
構成員課税	組合には課税されず、出資者に直接課税 損失が出れば出資者の他の所得と通算可能、利益出ても二重課税なし(注)

(注) 株式会社では、利益が出れば会社に法人税が課され、法人税引き後の利益を配当に回した段階で株主に配当所得課税がなされる。

本法の概要は以下のとおり。

民法上の任意組合への有限責任性の導入に伴う債権者保護のための各種の措置

組合契約登記、財務諸表の作成・開示義務、設立時の出資の確保の規律、出資種類の制限（労務出資不可）、組合財産の分配規制（分配可能額は純資産額マイナス 300 万円）

内部自治原則と共同事業要件

意思決定、業務執行への全員参加（ただし、これらには例外規定あり）

「有限責任事業組合契約に関する法律」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・ 吉井 一洋『日本版 LLP 法成立』（2005 年 5 月 17 日）
- ・ 吉井 一洋、古頭 尚志『LLP の財務諸表』（2005 年 8 月 19 日）

（ 6 ） 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」公布

2005 年 8 月 3 日に成立し、8 月 10 日に公布された。2006 年 2 月 10 日から施行される予定。近年、偽造・盗難カード等を用いて A T M 等で預貯金が不正に引き出される事件が多数発生しており、多くの場合、その損害を預貯金者が負担している。そこで、本法は、金融機関が安全なシステム構築への投資を怠ってきたのではないかとの問題意識から、偽造・盗難カード等を用いて A T M 等で預貯金が不正に引き出された場合に、預貯金者を保護するものである。

本法の概要は以下のとおり。

偽造カード等による払戻し等の場合

預貯金者に重大な過失がない限り、金融機関がその損害の全額を負担

盗難カード等による払戻し等の場合

預貯金者に重大な過失がある場合を除き、原則として、つぎの 3 条件を充たした場合、ア) の通知の 30 日前の日から以後の不正利用につき、実質的に金融機関がその損害の全額を補填

- ア) 盗難に気づいた後、速やかに金融機関に通知していること
- イ) 金融機関の求めに応じ十分な説明を行っていること
- ウ) 警察に届出済みであることの金融機関への申し出等を行っていること

預貯金者に重大な過失以外の過失があることが金融機関により証明された場合、補填されるのは損害の 4 分の 3

未然防止策

偽造・盗難カード等を用いた不正な払戻し等が行われないう、金融機関が預貯金者の利便性を損なうことなく安全性の高い A T M システムの再構築を行うこと等を求める

(7) 郵政民営化関連 6 法案の公布

2005 年 10 月 14 日に成立し、10 月 21 日に公布された。一部を除き、2007 年 10 月 1 日に施行される予定。

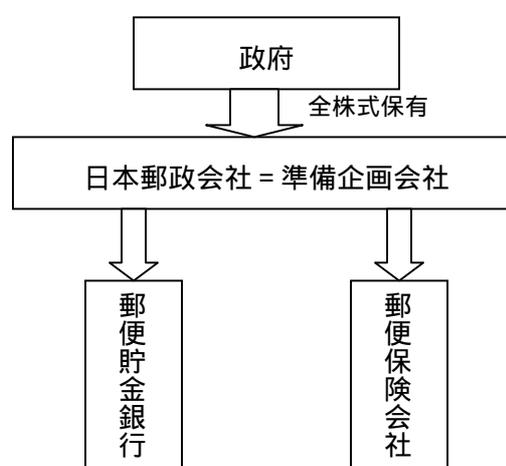
郵政民営化 6 法案とは、「郵政民営化法」「日本郵政株式会社法」「郵便事業株式会社法」「郵便局株式会社法」「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 6 法案。

郵政民営化法は、日本郵政公社を 2007 年 10 月に民営化し、持ち株会社の下に、郵便事業、郵便局（窓口）、郵便貯金、郵便保険の四分社を設置することが主な内容。

民営化のプロセスは以下のとおり。

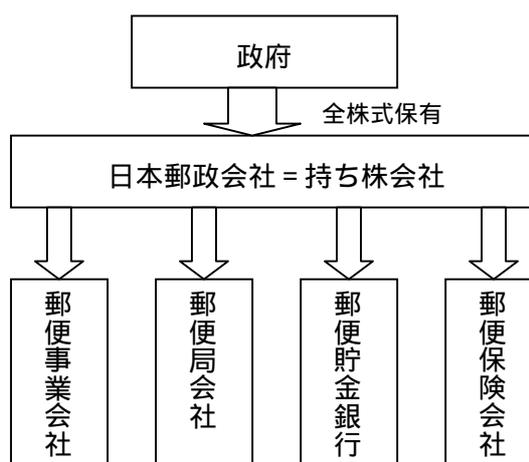
準備期（2007 年 9 月末まで）

- ・ 準備企画会社である日本郵政会社を設立
- ・ 日本郵政会社の子会社として、郵便貯金銀行、郵便保険会社を設立



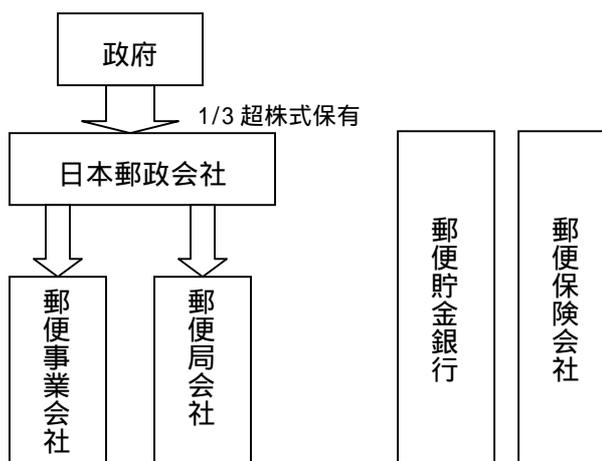
移行期（2007 年 10 月から 2017 年 9 月末まで）

- ・ 日本郵政会社は準備企画会社としての役割を終え、持ち株会社化
- ・ 4 事業を分社化
- ・ 郵便貯金銀行、郵便保険会社に免許を付与し、銀行業・保険業を開始（特例法の下で）



最終的な民営化の実現（2017年10月から）

- ・郵便貯金銀行、郵便保険会社は銀行法、保険業法に基づき業務を行う
- ・政府は持ち株会社の株を3分の1超保有



郵政民営化関連6法案に関するレポートとして以下のものがある。

- ・ 吉川 満『郵政法案、参院採決は委員会8日・本会議9日』（2005年8月4日）
- ・ 吉川 満『選挙態勢下の郵政法案攻防、本日委員会採決！』（2005年8月5日）
- ・ 吉川 満『郵政法案否決・衆院解散濃厚』（2005年8月8日）
- ・ 吉川 満『郵政民営化反対前議員に、自民、離党勧告』（2005年8月22日）
- ・ 吉川 満『郵政民営化法案、スピード立法目指す小泉自民党』（2005年9月22日）

（8）「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の公布・施行

2005年6月22日に成立、6月29日に公布された。同年11月1日より施行されている。

本法は、近年わが国の企業がグローバルな競争を勝ち抜いていくための強みとなるべき技術やノウハウが流出したり、企業や商品のブランド価値が模倣品・海賊版によって毀損されたりしている事態が深刻な問題になっていることを背景として、それらを保護するため制定されたものである。

主な改正点は以下の3点。

営業秘密の保護強化	営業秘密の日本国外における使用・開示に対する罰則 退職者による営業秘密侵害行為に対する刑事罰の拡大 法人処罰の導入 転得者による不正使用・開示の正犯化
模倣品・海賊版対策	他人の著名な商品等表示を冒用した商品や他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡・輸入する行為等について処罰規定を設ける
関連法令の改正	罰則の見直し、関連法の規定の改正、関税定率法の改正（税関での水際差止めの申立制度の対象の拡大）

(9) 「銀行法等の一部を改正する法律」の公布

2005年10月26日に成立し、11月2日に公布された。2006年4月1日から施行される予定。
主な改正点は以下の3点。

銀行代理店制度の見直し

現在は、法人代理店は銀行の100%子会社等に限定、代理業務以外の業務の兼営は禁止、といった規制がある。改正法は、銀行代理店の参入を許可制とし、他業の兼営については個別承認制の下で認める。もっとも、預金者等の保護のため、一定の財産的基礎や人材の確保などの要件を満たす必要がある。

適切な業務運営確保のための措置の整備

銀行の業務委託先等に対する、報告徴求・立ち入り検査の当局の権限を整備する。銀行等に新たに中間決算公告等を義務付ける。

子会社規制等の緩和

現行法では、銀行が子会社とできる会社について厳しい制限が加えられている。そのため、現在、ATM保守等の会社を複数の銀行が共同設立することは難しい。そこでATM保守等の会社の共同設立を可能とする改正が行われている。

「銀行法等の一部を改正する法律」に関するレポートとして以下のものがある。

- ・ 堀内 勇世『銀行代理店等に関する銀行法等改正案』（2005年10月6日）
- ・ 堀内 勇世『会社法制定と銀行法等の整備』（2005年10月12日）